

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 27 日

風間浦村長 富 岡



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

風間浦村全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体

個人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

○ 担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
○ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に
貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

○ 新規就農の促進

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(3回目)
尾間浦村	尾間浦村全境	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 〔平成28年度〕		計画 〔平成33年度〕		活用が見込まれる施策		
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	青年就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化など地 域農業の発展を 牽引する農業者 がいれば、それら の経営体や將來に 心とした役割を 担うであろう新規 就農者等を記載 します。	青年就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化など地 域農業の発展を 牽引する農業者 がいれば、それら の経営体や將來に 心とした役割を 担うであろう新規 就農者等を記載 します。	青年就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化など地 域農業の発展を 牽引する農業者 がいれば、それら の経営体や將來に 心とした役割を 担うであろう新規 就農者等を記載 します。
山 本 崑	71才	1名	無	水稻力ボチャ	0.62ha	水稻力ボチャ	0.80ha	水稻力ボチャ	0.1ha	水稻力ボチャ	0.1ha
		才名									
		才名									
		才名									

【記載上の注意】

※「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する農業者がいれば、それらの経営体や将来に心とした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中での役割を担う位置づけます。

※「属性」には、「認定農業者」「法人」「集落営農など組織経営体の場合は、「集」」、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

※「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農などについては、法人経営者、認定農業者等の「認定農業者（氏名）」には、法人経営者についても同じです。

※「経営者・代表者の年齢」には、法人経営者についても記載します。

※「構成員（従業員）」には、法人経営者についても記載します。

※「後継者の有無」には、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※「計画欄」には、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※「新規就農・6次産業化・複合化など地地域農業の発展を牽引する農業者等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はあるが十分ではない／担い手がない

3. 将來の農地利用のあり方

取組事項	対応
扱い手に集積・集約化する	○
扱い手の分散図を解消する	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
扱い手の分散図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
その他[右欄に自由に記載]	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 [国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、無落・地域で使用する場合は屋号となります。]

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成26年度〕		計画 〔平成31年度〕		利用しなくなる 農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無
		経営内情 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		
♂		ha		ha	ha	ha	ha
♂		ha		ha	ha	ha	ha
♂		ha		ha	ha	ha	ha
♂		ha		ha	ha	ha	ha
♂		ha		ha	ha	ha	ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化 複合化		
6 次産業化		地域内の担い手確保が難しい状況であることから、他地域からの参入も受け入れながら、農地中間管理機構を活用して農地の有効利用と利用収益を図る。
高附加值化	○	
新規就農の促進		
その他 []		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

[意の上記]

〔5 近江澤賀農地の出手となる者〕に記載します。

※ 國、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は墨名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。